

第3回小金井市児童発達支援センター運営協議会 次第

日時：平成30年11月6日（火）

午前10時から

場所：前原暫定集会施設1階A会議室

- 1 開会
- 2 平成30年10月までの実績報告
- 3 事務局からの報告事項
 - (1) 次回研修会の開催案内
 - (2) 資料の修正について
 - (3) 幼児教育の無償化について
 - (4) 委員報酬に係る源泉徴収票の取扱いについて
- 4 運営協議会委員による業務評価について
- 5 事業の利用終了に係る取扱いについて
- 6 巡回相談事業の今後の方向性について
- 7 外来訓練事業の今後の方向性について
- 8 今後の開催日程について
- 9 その他
- 10 閉会

■配布資料

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料1 | 平成30年10月までの実績報告 |
| 資料2 | 支援者研修開催案内 |
| 資料3 | 年度当初（4月1日現在）の各事業の在籍者数の推移（訂正） |
| 資料4 | 幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について |
| 資料5 | 運営協議会委員による業務評価について |
| 資料6 | 小金井市児童発達支援センター運営状況評点表 |
| 資料7 | 平成30年度業務評価 事業公開日 |
| 資料8 | 事業の利用終了に係る取扱いについて |
| 資料9 | 巡回相談事業の今後の方向性について（案） |
| 資料10 | 近隣市における保育施設等への巡回相談の実施状況一覧 |
| 資料11 | 外来訓練事業の今後の方向性について |
| 資料12 | 平成30年度運営協議会開催予定 |
| 参考資料 | 意見提案シート |

児童発達支援センター運営協議会への実績報告

平成30年11月1日現在

	平成30年										平成31年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①相談支援事業（一般）	18件	14件	22件	23件	10件	14件	17件						118件	
②相談支援事業（専門）	26件	38件	45件	48件	42件	44件	40件						283件	
③相談支援事業（☎）	51件	48件	43件	46件	130件	144件	170件						632件	

	平成30年										平成31年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
④児童発達支援事業	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人						-	
⑤放課後等デイサービス	50人	50人	50人	50人	49人	50人	50人						-	
⑥保育所等訪問支援事業	2人	1人	1人	2人	2人	2人	1人						11人	
回数	2回	1回	1回	2回	2回	2回	1回						11回	
⑦親子通園事業	11人	16人	16人	20人	27人	29人	30人						-	
回数	3回	6回	9回	9回	10回	8回	9回						54回	
⑧外来訓練事業	111人	119人	122人	124人	123人	123人	125人						-	
回数	262回	279回	322回	327回	279回	291回	294回						2,054回	

各事業の報告内容について

①相談支援事業（一般）	新規の相談の方が対象
②相談支援事業（専門）	継続相談の方が対象。計画相談等も含まれる。
③相談支援事業（☎）	相談者、関係機関等との電話での相談。予約受付は数に含まない。
④児童発達支援事業	登録者数
⑤放課後等デイサービス	登録者数
⑥保育所等訪問支援事業	登録者数及び実施回数
⑦親子通園事業	登録者数
⑧外来訓練事業	登録者数及び実施回数

きらり 支援者研修

「就学時の支援」～支援者と保護者の両方の立場から～

33歳になった長男の育ちを振り返った時に、幼児期に関わって下さった方々のお顔が一番に浮かびます。特に就学時には、担任の先生や主治医の先生に何度もご相談して、悩みながら自分の子どもに必要な教育環境を選んだことを昨日の事のようによく覚えています。今、相談支援員という立場で就学を考えると、その時とは違った視点から押さえるべきポイントが見えてきます。今回は、そんな様々な視点から、「就学時の支援」を皆様と共有していければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

講師：中村 文子先生

(NPO法人若駒ライフサポート わかこま相談支援室)

◆日時：2018年11月29日(木)

18:30～20:30 (18:15～受付)

◆会場：小金井宮地楽器ホール 小ホール

(武蔵小金井駅南口 徒歩1分)

◆対象：市内在勤の、子どもの支援に携わっている方
定員 80名

*裏面の申込書をご利用の上、事前にFAXにてお申込みください。

*同じ機関から多数お申込みの場合は、人数調整をお願いする場合があります。

◆申込締切：11月14日(水)

主催：小金井市児童発達支援センター きらり

小金井市福祉保健部自立生活支援課

◆お問い合わせ・申し込み◆

小金井市児童発達支援センターきらり

電話 0422-60-1550 / FAX 0422-60-1564



年度当初(4月1日現在)の各事業の在籍者数の推移

単位:人

事業	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援事業	20	21	22	22	22
放課後等デイサービス	48	32	50	50	50
外来訓練事業	39	52	91	109	119
親子通園事業	6	18	15	9	10

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）。
 - * 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

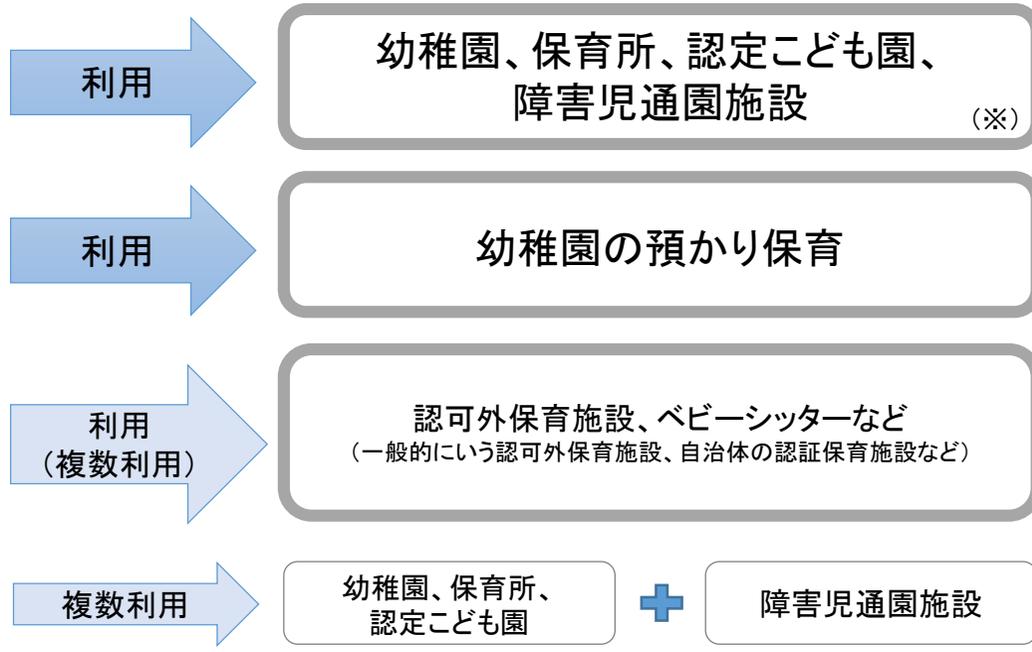
【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
* 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ (例)


3歳～5歳
 (保育の必要性の認定事由に該当する子供)

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など



無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

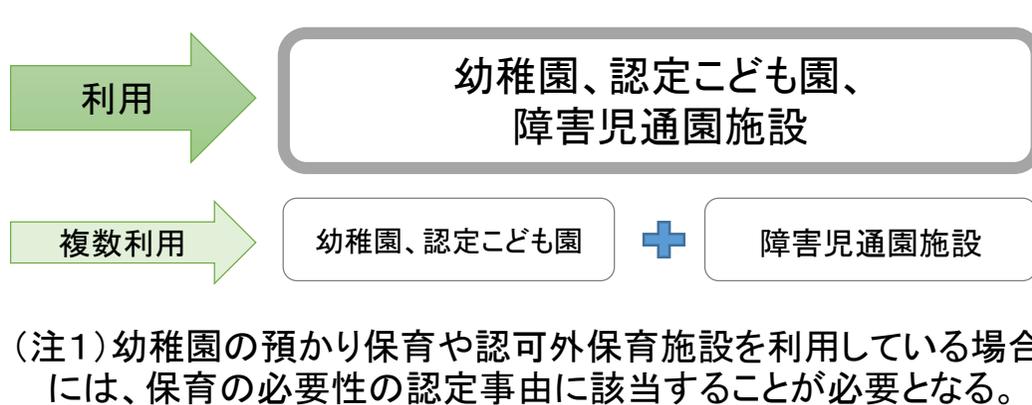
幼稚園保育料の無償化 (月2.57万円まで)に加え、月1.13万円 (月3.7万円との差額)まで無償

月3.7万円まで無償

ともに無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)


3歳～5歳
 (上記以外)

- ・専業主婦(夫)家庭 など



無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

ともに無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。 (※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

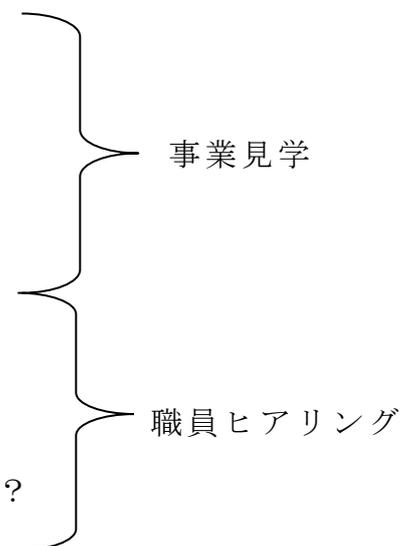
運営協議会委員による業務評価について

1 評価対象事業

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 放課後等デイサービス事業
- (3) 外来訓練事業
- (4) 親子通園事業

2 評価項目

- (1) 職員は熱心に業務に取り組んでいるか？
- (2) 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？
- (3) 事業計画に沿った運営がされているか？
- (4) 清潔に保たれているか？
- (5) 事故の無いように配慮されているか？
- (6) 事業内容を十分理解しているか？
- (7) 質問に明確に答えられているか？
- (8) 働きやすい現場となっているか？
- (9) 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？
- (10) 総合評価



3 評価基準

- 十分である
- 概ね十分である
- どちらともいえない
- やや不十分である
- 不十分である

4 評価方法

- (1) 職員へのヒアリング
- (2) 事業見学

5 日程

- 11月～12月を予定

小金井市児童発達支援センター運営状況評点表

評価した事業に○をしてください

評価者 氏名	評価事業	児童発達支援事業	放課後等デイサービス事業	外来訓練事業	親子通園事業
-----------	------	----------	--------------	--------	--------

各項目の該当する評価に○を記入してください。また、その理由を記入してください。

評価項目	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	評価理由
事業見学						
1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか？						
2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？						
3 事業計画に沿った運営がされているか？						
4 清潔に保たれているか？						
5 事故の無いように配慮されているか？						
職員ヒアリング						
6 事業内容を十分理解しているか？						
7 質問に明確に答えられているか？						
8 働きやすい現場となっているか？						
9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？						
総合評価						
10 総合評価						
その他 (自由意見)						

平成30年度業務評価 事業公開日

月	日	午前					午後①			午後②		
		開始時間	児童発達支援	外来訓練(個別)	親子通園	職員ヒアリング	開始時間	外来訓練(グループ)	職員ヒアリング	開始時間	放課後等デイ	職員ヒアリング
12	4	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○	16:30~17:30	○	○
	11	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○	16:30~17:30	○	○
	12	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○	16:30~17:30	○	○
	13	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○			
	18						14:00~15:00	○	○			
1	9	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○	16:30~17:30	○	○
	15						14:00~15:00	○	○	16:30~17:30	○	○
	22	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○			
	23	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○			
	24	10:30~12:	○	○	○	○	14:00~15:00	○	○			

- 1 見学を希望する日程・時間をお選びください。全ての事業をご見学いただかなくても結構です。
- 2 外来訓練(個別)については、児童が欠席の場合ご見学いただけない場合もございますのでご了承ください。
- 3 駐車スペースが少ないため、ご来園の際はなるべく自転車又は公共交通機関をご利用をお願いいたします。

平成30年11月22日(金)までに自立生活支援課担当まで電話、メール又はFAXにてご連絡ください。

電話:042-387-9848

FAX:042-384-2524

メール s050299@koganei-shi.jp

事業の利用終了に係る取扱いについて

○小金井市児童発達支援センター条例

(利用承認の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

(1) 前条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当することとなったとき。※

(2) 災害等により施設が利用できなくなったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

※ (1)の前条第 2 項第 2 号又は第 3 号は以下の通り

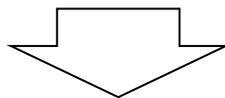
(2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 事業を利用しようとする者が感染性の疾患を有するとき。

○小金井市児童発達支援センター条例施行規則

(利用承認の取消し等)

第 7 条 指定管理者は、条例第 9 条の規定により利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消す決定をしたときは、利用取消し等通知書により利用者に通知しなければならない。



条例第 9 条第 3 号の指定管理者が特に必要と認められた時として、以下の通り取り扱うこととする。

平成 31 年度以降、指定管理者は児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、外来訓練事業及び親子通園事業について、入院等やむを得ないと認められる事由がある場合を除いて、引き続き 3 ヶ月以上利用がない場合には、市と協議を行ったうえで利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認の取り消しをすることができる。

巡回相談事業の今後の方向性について（案）

- 1 平成 31 年度に事業開始を目指す。
- 2 平成 31 及び 32 年度は試行的な実施とする。
- 3 巡回相談員の職種は臨床心理士とする。
- 4 人員体制は 1 又は 2 名
- 5 職員の拠点はきらり内に設ける。
- 6 現時点では就学前児童がいる施設への巡回とする。
- 7 対象は私立保育園及び幼稚園（試行実施のため訪問する園の数、選定方法は今後検討）とする。
- 8 職員への支援を主体とする。
- 9 訪問回数は 1 園につき原則年 3 回とする。
- 10 学童保育所への巡回相談は現状を維持する。

近隣市における保育施設等への巡回相談の実施状況一覧

自治体名	実施の有無	事業運営形態※1	事業目的	対象施設及び施設数(平成29年度)※2 (か所)								訪問回数 (平成29年度実績)	人員体制(平成29年度)※3 (人)						平成29年度事業決算(見込)		所管部署	備考
				公立	認可	特定	認証	認定	家庭	幼稚園	その他		心理	理学	作業	言語	学識	医師	その他	決算額(円)		
武蔵野市	実施	直営	市内認可保育所を巡回し、保育者及び保護者に対し、保育上の助言・指導を行い、保育の質の維持・向上を図る。	4	17	-	-	-	-	-	-	各施設：年3回～4回 全体打ち合せ：年2回 全体保護者会：年2回 ケース研究会：年2回 障害児委員会：年4回 担任会：年4回	3	-	-	-	-	-	3,039,600	253,300円(3人分の月額報酬合計)×12か月=3,039,600円	子ども家庭部 子ども育成課	
三鷹市	実施	直営	心身障がい児の早期発見と早期療育を進め、もって心身障がい児の福祉の向上に資することを目的とする。	-	25	1	4	1	-	15	-	77回 各施設からの依頼により原則年1回。状況により回数増	3	2	3	4	-	-	1,655,500	【言語聴覚士】 @21,500円(8時間)×38回=817,000円 【作業療法士】 @21,500円(8時間)×3回=64,500円 【臨床心理士】 @21,500円(8時間)×34回=731,000円 【理学療法士】 @21,500円(8時間)×2回=43,000円	子ども政策部 子ども発達支援課(子ども発達支援センター)	両制度合同の打ち合わせ会は年3回実施(左記回数には含まれず)
	実施	直営	心身障がい児の早期発見と早期療育を進め、もって心身障がい児の福祉の向上に資することを目的とする。	13	-	-	-	-	-	-	-	43回 公立(公設公営・公設民営保育園)については所管の子ども育成課事業(事業費も同課)を子ども発達支援センターが依頼を受けて実施	3	2	3	4	-	-	924,500	【言語聴覚士】 @21,500円(8時間)×10回=215,000円 【作業療法士】 @21,500円(8時間)×8回=172,000円 【臨床心理士】 @21,500円(8時間)×23回=494,500円 【理学療法士】 @21,500円(8時間)×2回=43,000円	子ども政策部 子ども育成課	
府中市	実施	直営	在籍障がい児及び発達遅滞等、気にかかる児童の相談指導、職員・保護者への助言指導により、保育の充実を図る。	15	-	-	-	-	-	-	-	各園により、年間9回～15回(巡回相談・観察含む。) 全体会議4回 全体会議連絡会3回	9	-	-	2	-	-	4,126,000円	巡回相談20,000円×172回=3,440,000円 巡回観察20,000円×10回=200,000円 巡回相談指導会議11,000円×42回=462,000円 巡回相談指導会議連絡会8,000円×3回=24,000円	子ども家庭部 保育支援課	巡回観察は、複数の相談員による多角的な相談指導
	実施	業務委託	公立における巡回相談事業と同様の目的を私立保育園等においても実現し、保育の充実を図る。	-	21	-	2	-	-	-	-	各園により、年間1回～12回	9	-	-	1	-	-	530,000円	10,000円×53回=530,000円	子ども家庭部 保育支援課	報酬の半額を支出、1回当たり上限1万円で、年3回分まで。認証は除く(紹介のみ)。
調布市	実施	直営	集団内での行動観察や他の園児との関わりについて助言いただき、保育施設の安定した利用の促進を図る。	8	-	-	-	-	-	-	-	月3回程度	6	-	-	7	-	-	4,341,000	【言葉の相談員】 @15,000円×175回=2,625,000円 【障がい児保育指導員】 @19,500円×88回=1,716,000円	子ども生活部 保育課	
	実施	その他	民間保育所等に対し、市が補助を行い、保育内容の向上に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。	-	7	-	-	-	-	-	-	園による	-	-	-	-	-	-	2,079,572	民間保育所等で障がい児保育を実施するための専門医、指導員の報酬に要する経費と補助基準額34,000円を比べていずれか低い方の額。	子ども生活部 保育課	

自治体名	実施の有無	事業運営形態※1	事業目的	対象施設及び施設数(平成29年度)※2 (か所)								訪問回数 (平成29年度実績)	人員体制(平成29年度)※3 (人)						平成29年度事業決算(見込)		所管部署	備考	
				公立	認可	特定	認証	認定	家庭	幼稚園	その他		心理	理学	作業	言語	学識	医師	その他	決算額(円)			内訳
小金井市	実施	直営	現場の職員に対する指導・助言等の支援を行うとともに、児童やその保護者が集団生活に適応するための支援も行い、保育施設の安定した利用の促進を図る。	5	—	—	—	—	—	—	—	各施設年5回～6回 全体打合せ年1回	1	—	1	1	—	—	—	2,763,180	【言語聴覚士】 @3,870円×8時間×5園×6回=928,800円 @3,870円×2時間×2人=15,480円 【作業療法士】 @3,870円×8時間×5園×6回=928,800円 @3,870円×2時間×1人=7,740円 【臨床心理士】 @3,870円×8時間×5園×5回=774,000円 @3,870円×8時間×3園×1回=92,880円 @3,870円×2時間×2人=15,480円	子ども家庭部 保育課	
	実施	その他	民間保育所等に対し、市が補助を行い、保育内容の向上に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。	—	8	—	—	—	—	—	—	園による	—	—	—	—	—	—	—	1,193,947	【補助額】 民間保育所等で実施されている巡回相談に係る経費の1/2と補助基準額250,000円を比べていずれか低い方の額	子ども家庭部 保育課	
国分寺市	実施	直営	<p>■巡回相談 心理相談員が各施設を巡回し、職員が児童に対して、どのような保育、支援等をすればより良いのかを、職員の必要に応じて知識や技術の教授を交えながら、職員に対してアドバイスすることで保育の質を高めることを目的に実施する。</p> <p>■指定相談 心理相談員が、基幹となる保育所(公立保育所)に駐在し、職員が児童に対して、どのような保育、支援等をすればより良いのかを、職員の必要に応じて知識や技術の教授を交えながら、職員に対してアドバイスすることで保育の質を高めることを目的に実施する。</p>	5	24	—	4	—	4	—	—	<p>■巡回相談 各保育施設2回ずつ ただし、平成29年度中に開所した保育施設等、初めて巡回相談を受ける施設については、1回</p> <p>■指定相談 年16回</p>	—	—	—	—	—	1	972,125	<p>【心理相談員】 ■巡回相談 認可保育所 計56回 家庭的保育事業・認証保育所 計16回</p> <p>■指定相談 認可保育所・家庭的保育事業・認証保育所 計16回 1時間当たり 3,850円</p> <p>【補助金】 保育対策総合支援事業補助金 (若手保育士や保育事業者への巡回支援事業) 補助額 432,000円</p>	子ども家庭部 子ども若者計画課		
小平市	実施	業務委託	市が指定する施設に言語聴覚士、臨床発達心理士等の相談員を派遣し、発達が気になる児童の観察、保護者・保育士への指導・助言等を行うことにより、児童の発達を支援することを目的とする。	9	33	—	—	—	—	13	—	相談員による研修を年2回 訪問回数241回	—	—	—	—	—	—	10,599,336	業務委託のため人員体制及び単価は委託先による	子ども家庭部 保育課		
	実施	その他	保健師、看護師等の資格を有する者が認証保育所、家庭的保育施設等の小規模な保育施設を巡回し、児童の保健指導並びに職員の健康相談を行うことで、児童福祉の増進を図ることを目的とする。	—	—	—	10	1	18	—	—	各施設およそ年5回	—	—	—	—	—	1	760,500	【看護師】 @10,700円(日給)×69日=738,300円 @7,400円(半日)×3日=22,200円	子ども家庭部 保育課	平成30年度から、小規模保育事業(地域型保育事業)の施設も巡回対象施設に追加	

自治体名	実施の有無	事業運営形態※1	事業目的	対象施設及び施設数(平成29年度)※2 (か所)								訪問回数 (平成29年度実績)	人員体制(平成29年度)※3 (人)							平成29年度事業決算(見込)		所管部署	備考
				公立	認可	特定	認証	認定	家庭	幼稚園	その他		心理	理学	作業	言語	学識	医師	その他	決算額(円)	内訳		
西東京市	実施	業務委託	市立保育園に在籍する障がい児に対し、発達心理的側面から支援して児童の発達を促すとともに、保育園における障がい児指導の援助を行う。	17	-	-	-	-	-	-	-	各園年2回(1回2時間)	-	-	-	-	-	-	850,000	25,000円×34回=850,000円 ※1回25,000円 17園×2回	子育て支援部 保育課	法人と契約しており、その法人の2名が担当。1園につき1名が訪問する体制としており、担当は以下の資格あり。 ・臨床発達心理士 ・自閉症スペクトラム支援士 ・早期発達支援コーディネーター	

直営、業務委託、その他のうちいずれかを選択

公立…公立の認可保育園
 認可…民間の認可保育園
 特定…特定地域型保育事業
 認証…民間の認証保育園
 認定…認定こども園
 家庭…家庭的保育室(都制度の家庭福祉員含む)
 幼稚園…公立、新制度幼稚園含む

心理…臨床心理士
 理学…理学療法士
 作業…作業療法士
 言語…言語聴覚士
 学識…学識経験者

外来訓練事業の今後の方向性について

1 前回までの取扱い案

外来訓練事業については、年齢によって1か月の利用上限回数を変更する。具体的には、児童が満4歳に達する年度までは月3回を上限とし、満5歳及び満6歳に達する年度は月2回を上限とする。

ただし、当該5歳又は6歳の児童であったとしても、療育が急を要すると判断される場合には、必要に応じて上限回数を月3回までとする。その判断については、小金井市児童発達支援センター利用調整会議設置要綱第2条第1号の規定により、市と指定管理者の協議により決定することとする。

2 きらり専門職職員からの聞き取り内容

- (1) 年長児について、社会ステージが大きく変わるにあたり、児童への見立てについて保護者と共通認識を持つことを大事にしている。
- (2) 園行事での欠席等を考慮すると、月2回の訓練では実回数が更に下がり、児童のスキルや理解の積み重ね、保護者の理解の積み重ねとも効果が落ちる可能性がある。
- (3) 年長児は療育の中で「就学支援」の必要性が高い。
- (4) 幼児期の療育の集大成が就学と考えている。その直前の訓練頻度が落ちることは望ましくない。
- (5) 集団活動や児童同士のコミュニケーションが複雑になって初めて発達上の課題が明確になるタイプの児童もいるので、園の先生や保護者が最大限努力しても早期発見が年中、年長になる場合もある。
- (6) 低年齢の児童は、親子関係を主とした生活の場や集団の場を経験する中で伸びていく要素が多いため、必ずしも専門療育が3回必要ではない場合もある。
- (7) 低年齢の頃から相談の中で児童の経過を追い、療育が必要なのかを見極めていくという視点も大事にしている。

平成 3 0 年度運営協議会開催予定

1 年間実施回数

4 回

2 次回以降の予定

回	開催日	時間	場所
第 4 回	平成 3 1 年 2 月 1 2 日 (火)	午前 1 0 時から正午まで	未定